

# 第1章

## 基本的な考え方

# 第1章 基本的な考え方

## 1. 目的

「日本最後の清流」といわれる四万十川は、自然のままの姿を多くとどめ、日本の原風景ともいえる風情を残しながら、流域の人々に多くの恵みを与えています。また、地域固有の生活や文化、歴史が四万十川と密接にかかわり、流域の人々の暮らしや心の中にしっかりと根付きながら脈々と伝えられています。これらは、いずれも高知県の貴重な財産となっています。

しかしながら、この流域でも生活様式の変化や全国からの来訪者の増加、更には社会資本の整備が進んでいくなかで、人の活動と自然との間で地域固有の生活や文化、歴史が変化してきています。

このような背景のなか、高知県では平成13年に環境をテーマとした魅力ある地域づくりを具体的に進めるため、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」を制定し、その規定に基づき、人と自然が共生する循環型の地域社会の創造に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

この条例では、四万十川の本川及び主要な支川と生態系及び景観が一体的に形成し、又は原生的な自然を維持している地域を「重点地域」として指定し、自然的社会的特性に応じた保全の方策を重点的に講ずることとしており、この地域内で民間の方々が開発等の行為を行う際に、生態系や景観を保全していただくため、ここに「重点地域における許可制度の手引」を策定しました。

## 2. 四万十川の概要

四万十川は、高知・愛媛両県に跨り、津野町北西部の<sup>いらすやま</sup>不入山（標高1,336m）の中腹を源流点とし、蛇行を繰り返しながら多くの支流（319本）を集めて大河となり、四万十市で土佐湾に注いでいます。

また、幹線流路は196kmで四国第1位（全国第11位）、流域面積は2,186km<sup>2</sup>（うち、高知県82.5%）で四国第2位（全国第27位）の一級河川であり、流域内人口は約94,000人（平成21年度河川現況調査）の人々が生活をしています。

なお、流域面積に比べ流路延長が長く、河川勾配が緩いのが特徴で、特に河口から150kmぐらいまでは勾配が緩いにもかかわらず、水質は環境基準の類型指定AA類型を保っており、汽水域が約9kmにも及んでいることから、水生生物の多様な生息環境を有し、約200種の魚種が確認されています。

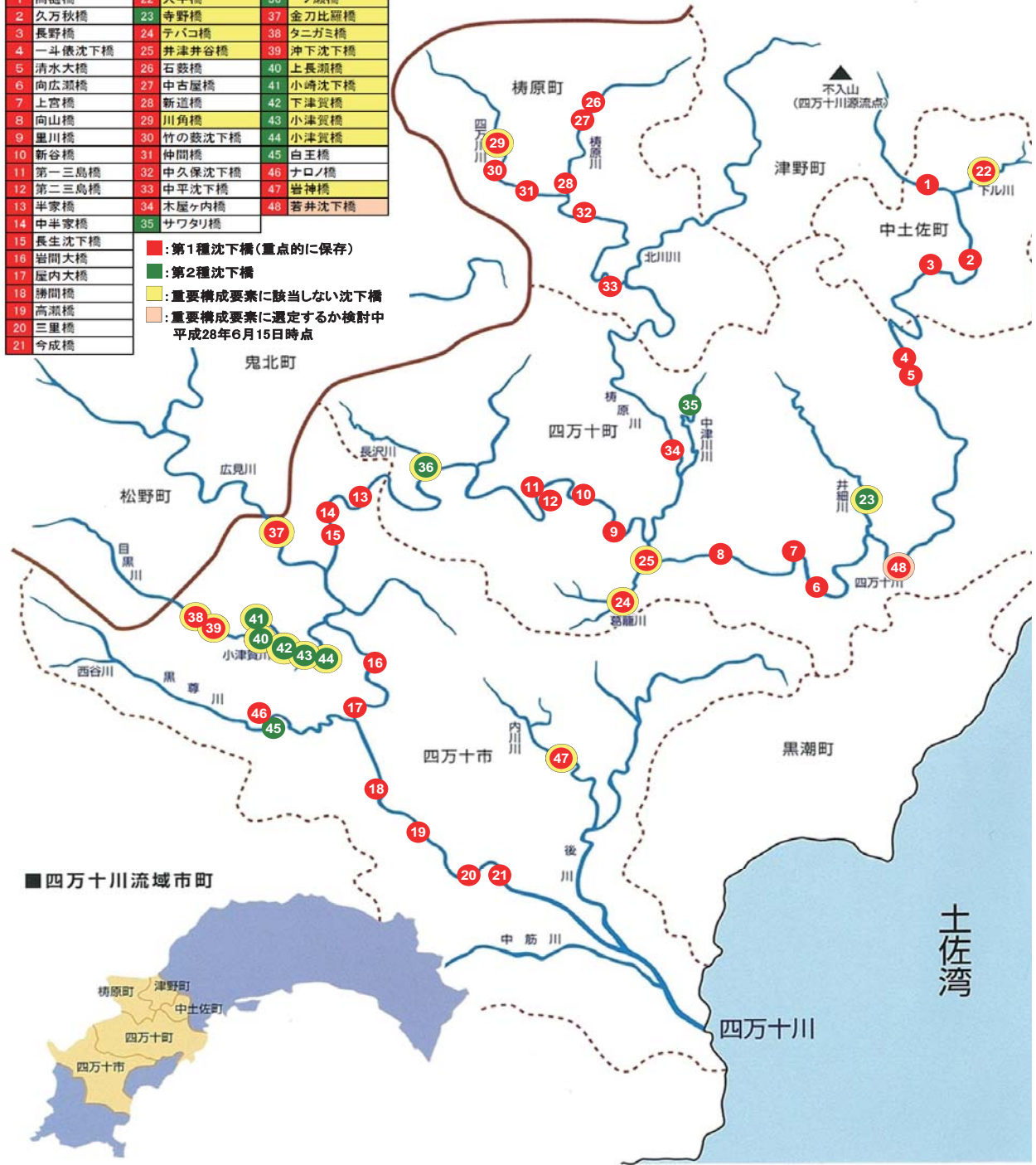
## 3. 四万十川の文化的な景観



■ 四万十川の沈下橋

番号	橋梁名	番号	橋梁名	番号	橋梁名
1	高樋橋	22	大平橋	36	一ノ瀬橋
2	久万秋橋	23	寺野橋	37	金刀比羅橋
3	長野橋	24	テバコ橋	38	タニガミ橋
4	一斗儀沈下橋	25	井津井谷橋	39	沖下沈下橋
5	清水大橋	26	石鼓橋	40	上長瀬橋
6	向広瀬橋	27	中古屋橋	41	小崎沈下橋
7	上宮橋	28	新道橋	42	下津賀橋
8	向山橋	29	川角橋	43	小津賀橋
9	里川橋	30	竹の藪沈下橋	44	小津賀橋
10	新谷橋	31	仲間橋	45	白玉橋
11	第一三島橋	32	中久保沈下橋	46	ナロノ橋
12	第二三島橋	33	中平沈下橋	47	岩神橋
13	半家橋	34	木屋ヶ内橋	48	岩井沈下橋
14	中半家橋	35	サワタリ橋		
15	長生沈下橋				
16	岩間大橋				
17	屋内大橋				
18	勝間橋				
19	高瀬橋				
20	三里橋				
21	今成橋				

■ 第1種沈下橋(重点的に保存)  
 ■ 第2種沈下橋  
 ■ 重要構成要素に該当しない沈下橋  
 ■ 重要構成要素に選定するか検討中  
 平成28年6月15日時点



■ 四万十川流域市町





4. 四万十川条例のイメージ

流域の人々の生活から生まれる文化的な景観（農山村の風景、沈下橋、伝統漁法、棚田など）や四万十川の自然環境を保全・活用することで、流域の振興を図ります。

『全国から訪れる  
人々が求める姿』

清流四万十川

- 雄大な流れ、きれいな水
- 自然豊かな水辺林
- 昔ながらの農山村の風景



『地域住民が求める姿』

地域の振興

- 交流人口の増大
- 産業の活性化
- 社会資本の整備



調和・共存



四万十川条例

## 5. 許可基準制度の全体像

## 四万十川の 将来像 (条例第4条)

- ①水量が豊かで、かつ、清流が保たれていること。
- ②天然の水生動植物が豊富に生息し、又は生育していること。
- ③河岸に天然林が連なり、良好な景観が維持されていること。
- ④人工林が適正に管理され、天然林とともに多様な森林が形成されていること。
- ⑤季節ごとの優れた景観を有していること。
- ⑥住民の安全かつ快適な生活が保たれていること。
- ⑦川がこどもの遊びの場として活用されていること。
- ⑧川を生かした産業が活性化し、持続的に発展していること。
- ⑨流域内又は流域外との地域間交流が活発に行われているとともに、その活動が、住民の生活又は流域の生態系に負荷を生じさせていないこと。
- ⑩情報通信網が整備され、その活用が図られていること。

将来像の実現に向けて・・・



生態系や景観など重点的に保全する  
地域を指定します。

## 重点地域 (条例第11条)

- ①清流・水辺・生き物回廊地区（回廊地区）
- ②景観保全・森林等資源活用地区（保全・活用地区）
- ③人と自然の共生モデル地区（共生モデル地区）
- ④原生林保全地区

重点地域内で行う行為によっては・・・



知事の許可が必要となります。

## 許可の 対象行為 (条例第13、14、16条)

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| ①鉱物掘採、土石採取     | ⑥天然林の伐採（保安林の施業上のものを除く） |
| ②土地の形状変更       | ⑦立木の伐採（保安林の施業上のものを除く）  |
| ③建築物、工作物の建築等   | ⑧針葉樹の植樹（保安林の施業上のものを除く） |
| ④建築物の外観の模様替え   | ⑨看板、広告板等の設置            |
| ⑤建築物、工作物の色彩の変更 | ⑩屋外における土石、廃棄物等の集積、貯蔵   |

基準の内容を満たせば・・・



許可になります。

## 許可の基準 (条例第13、14、16条)

- ①当該行為をする土地の現に有する災害の防止の機能からみて、当該行為により当該土地の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。
- ②当該行為をする土地の現に有する水害の防止の機能からみて、当該行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。
- ③当該行為をする土地の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④当該行為をする土地の現に有する生態系及び景観の保全の機能からみて、当該行為により当該土地及びその周辺の地域における生態系及び景観を著しく悪化させるおそれがないこと。

こういった取組を継続することにより・・・



四万十川の将来像を目指します。

# 四万十川の将来像

## 6. 許可基準の概要

①災害の防止、②水害の防止、③水源のかん養に上乗せし、④生態系及び景観の保全を許可制度としているものです。

### ■ 許可基準のイメージ

#### 重点地域

(回廊地区、保全・活用地区  
共生モデル地区、原生林保全地区)

#### 四万十川条例

生態系や景観を重点的に保全する地域における許可制度流域の  
自然環境や景観を保全することで、地域の振興を図る

### 1. 土地利用が計画されている地域（区域）における許可（届出）

#### 農業の振興地域の整備に関する法律：農用地区域

農用地等として利用することが困難となる行為において以下のおそれがない場合

- ・ 農業振興計画の達成に支障を及ぼす
- ・ 土砂の流出又は崩壊その他の工作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させる
- ・ 農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼす

#### 都市計画法：都市計画区域・都市計画区域外

開発行為のとなる行為に対し、良好な宅地を造成し、開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な市街地を形成する開発許可基準に適合すること

#### 森林法：森林地域

森林の現に有する公益的機能が行為により以下の機能を阻害するおそれがない場合

- ・ 土地に関する災害の防止の機能
- ・ 水害の防止の機能
- ・ 水源のかん養の機能
- ・ 環境の保全の機能

#### 自然公園法（高知県立自然公園条例）：県立自然公園区域

優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、生物の多様性の確保に寄与することの目的が阻害されないこと

### 2. 生態系や景観を保全する地域（区域）における届出

#### 文化財保護法：重要文化的景観

重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為に関する届出規定

#### 景観法（市町景観条例）：景観計画区域

景観計画区域内の行為に関する届出規定

